目次

せいさくていげん 政策提言

1	防災について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ
2	^{じゅうたく} 住 宅について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	_{きょういく} 教育について・・・・・・・・・・・・・・・・フページ
4	^{しゅうろう} 就 労について・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
5	しょうがいしゃじりっしえんほう ちいきせいかっしえんじぎょう 障害者自立支援法の地域生活支援事業について・・・・・ 9ページ
6	^{しんたいしょう} 身体 障 がい者手帳について・・・・・・・・・ 9ページ
7	toぽろし ふぞくきかんとう しょう しゃ とうよう 札幌市の附属機関等への 障 がい者の登用について・・・・9ページ
_{しょう} 障 が	しゃ い者による政策提言サポーター名簿・・・・・・・・・10 ページ
	_{ねんど かつどうじょうきょう} 21年度の活動 状 況 ・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
_{しょう} 障 が	しゃ せいさくていげん せいどうんえいじぎょうじっしょうこう い者による政策提言サポーター制度運営事業実施要綱・・・13ページ

提言

1 防災について

しょう しゃ こうれいしゃ ようえんごしゃ ひなんしえん えんかつ おこな 障 がい者や高齢者などの要援護者の避難支援を円滑に 行 うことができるよう、次のことを提言する。

- (1)「札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン」、「災害時支えあいハンドブック」等の要援護者避難支援に関する情報について、町内会等に対する問知(配布)を、これまで以上に徹底するべきである。
- (2) 単位町内会、マンション自治会などの町内会単位や、老人クラブ、障 しゃだんたいとう かい者団体等において、要援護者の避難支援に関する説明会を開催するよう、連合町内会を通じて働きかけるべきである。
- (3) 防災の日 (9月1日) に、全市レベルで、要援護者も対象とした避難訓練 を実施し定着させるべきである。
- (4) 老人クラブ、 障 がい者 団体 等を通じて、地域の支援母体が主体的に 5,5 たんごしゃ とううろくかつどう おこな 要援護者の登録活動を 行うように 働きかけるべきである。
- はまうえんごしゃ そんざい しゅうい ひとびと し (5)要援護者の存在を周囲の人々に知ってもらうため、要援護者 自 らが避難 しまえん かっとう かんしん も 支援に関する活動に関心を持って参加できるように 働 きかけるべきである。
- しょう しゃせんよう ふくしひなんばしょ してい (6) 障がい者専用の福祉避難場所を指定するべきである。

できることが 重 要 であると 考 える。

2 住宅について

地域で暮らしたい障がい者が安心して生活できるため、身体障がい者だけではなく、精神障がい者や知的障がい者の単身者も、市営住宅に申込みして入居できるように、次のことを提言する。

- (1) 市の単身向け市営住宅の申込資格・入居条件を見直し、精神障がい者や知的障がい者も市営住宅に入居できるようにすべきである。また、 (に こうえいじゅうたくほう 国の公営住宅法では、精神障がい者や知的障がい者も市営住宅に入居できるようにすべきである。また、 (に こうえいじゅうたくほう ロック はいしんしょう ロック ちてきしょう ロック にゅうきょ みと 国の公営住宅法では、精神障がい者や知的障がい者も入居が認められているので、札幌市の市営住宅の申込資格・入居条件もそれに準じるべきである。
- - ・ 精神 障 がい者や知的 障 がい者で単身生活でも介護が必要ではない場合は、例えば、民間のアパート等で一定期間、単身生活をしている実績などを入居条件の一つとするなどして、市営住宅への単身入居を認めるやり方もあるであろう。

3 教育について

障がいのある子どもが、将来、地域社会の一員として参加していくためには、
ないき がっこう しゅうがく
地域の学校で就学することが極めて意義のあることと考えるため、次のことを
そこれがな
提言する。

(1) 札幌市学びのサポーター活用事業の予算拡充とサポーターの確保にこれまで以上に取り組むべきである。障がいのある子どもも、障がいのない子ども、お互いに理解を深め協力し合える環境を育成するためには本事業が不可欠であり、さらなる拡充が必要であると考える。

ではずいます。 たい しゃ たい はい はい はい ない はい ない で で で で が い 者に対する理解促進には、福祉教育(総合的学習)などで 障 が い 者 自 らが置かれている 現 状 を話すことが効果的であると 考 えるため、次の ことを提言する。

依頼に応じて講義を 行 うものである。我 々サポーターも講師になる用意がある。社会福祉協議会と連携を図りながら、市民に注目される事業に発展することを期待する。

4 就労について

は地域で生活をするうえで一番大切なもののひとつであることから、 はなったい しゅうろうしえん でがい者に対する就労支援について、次のことを提言する。

- (1)札幌市の「まちづくりセンター」のいくつかにモデルとして、障がい者を雇用するべきである。これにより、障がい者がそのスキルを生かし様々な形態で就労することが可能になるとともに、地域の中で身近な存在になることも期待できるものである。
- (2) 企業の障がい者の雇用率に応じて、市の指定管理者制度や入札・契約 をじゅん しぜいのうふ きぎょうゆうち 基準、市税納付、企業誘致などに便宜を図る仕組みをつくり、障がい者雇用 の促進を図るべきである。
- (4) 企業における 障がい者の採用条件について、採用を制限するような 条件を見直しするよう、はたらきかけるべきである。例えば、採用条件の なかに、「電話ができること」の条件や「文字が使用できること」などの条件 を設定することがあるが、聴覚障がい者や視覚障がい者は、メールやパソコン等を企業が用意することで、業務ができるようになってきていること から、採用条件により採用を制限することは見直すべきである。
- (5) 障がい者が雇用されても、雇用に関する助成金や適用訓練の期間を経過すると、解雇されるというケースがあるので、そのようなことがないよう、企業に働きかけるべきである。

5 障害者自立支援法の地域生活支援事業について

いどうしえんじぎょうおよ にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう しょう しゃ ちいき 移動支援事業及び日常生活用具給付事業について、障がい者が地域でより ちんしん せいかつ さんしん せいかつ さんしん せいかつ さんしん ひとを提言する。

- いどうしえんじぎょう つうきん つうがく つうしょとう りょう せいど (1)移動支援事業について、通勤、通学、通所等にも利用できるよう、制度の てきょう かくだい 適用を拡大するべきである。
- (2) 視覚 障 がい者の 就 職 時や 転 職 時において、通勤に慣れるまでの 間、 5h がい者の 就 職 時や 転 職 時において、通勤に慣れるまでの 間、 期間限定で歩行訓練を 伴 う移動支援事業を受けられるよう、制度の適用を が、大すべきである。特に、視覚障害者にとっては、通勤に対するサポート で就 労自立が 促 されると 考 える。
- (3)日常生活用具給付事業について、盲ろう者のみに給付されてきた点字ディスプレイを視覚障害者にも給付するよう、制度の適用を拡大するべきである。中途視覚障がい者は、パソコン等の普及により社会復帰する事例が増えており、点字ディスプレイを音声パソコン等と接続することで、点字使用者のスキルアップが図られると考える。

6 身体障がい者手帳

けいたい ぎ む づ しんたいしょう しゃてちょう しゃくしょう しゃ たい 携帯を義務付けられている身体 障 がい者手帳について、視覚 障 がい者に対する情報を保障するため、次のことを提言する。

(1) 視覚 障 がい者にとっては、現在の墨字による身体 障 がい者手帳では、 きさい さいよう かからないため、希望する視覚 障 がい者に点訳版の 手帳も併せて交付するべきである。

7 札幌市の附属機関等への障がい者の登用について

まっぽうし かくしゅしさく しょう いけん はんえい つぎ ていげん 札幌市の各種施策に 障 がい者の意見も反映させるため、次のことを提言する。

まっぽろし しんぎかい いいんかい ふぞくきかんとう しょう しゃ とうよう (1)札幌市の審議会、委員会などの附属機関等に、 障 がい者を登用するべきである。